

臨 時 代 理 議 決

令和 8 年 1 月 30 日

第 1 号議案

令和 8 年 2 月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する
意見について

京都府教育委員会基本規則第 17 条の 3 第 2 項の規定により、別紙の
とおり報告します。

令和 8 年 2 月 3 日

教育長 前川 明範

別 紙

令和 8 年 2 月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、
令和 8 年 1 月 29 日付け 8 財第 17 号で意見を求められました令和 8 年
2 月府議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下
記のとおりであります。

記

- 1 令和 8 年度京都府一般会計予算
異議ありません。
- 2 職員の給与等に関する条例一部改正の件
異議ありません。
- 3 管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件
異議ありません。
- 4 令和 7 年度京都府一般会計補正予算（第 11 号）
異議ありません。
- 5 京都府公立高等学校等教育改革促進基金条例制定の件
異議ありません。

令和 8 年 月
2

京都府議会定例会議案 (その1)

令和8年 京都府議会定例会議案(その1) 目次

第1号議案	令和8年度京都府一般会計予算	1
第2号議案	令和8年度京都府営林事業特別会計予算	21
第3号議案	令和8年度京都府母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	23
第4号議案	令和8年度京都府農業改良資金助成事業等特別会計予算	25
第5号議案	令和8年度京都府中小企業経営基盤強化資金助成事業特別会計予算	27
第6号議案	令和8年度京都府収益事業特別会計予算	29
第7号議案	令和8年度京都府地域開発事業特別会計予算	33
第8号議案	令和8年度京都府公共用地先行取得事業特別会計予算	35
第9号議案	令和8年度京都府港湾事業特別会計予算	37
第10号議案	令和8年度京都府公債費特別会計予算	39
第11号議案	令和8年度京都府国民健康保険事業特別会計予算	41
第12号議案	令和8年度京都府電気事業会計予算	43
第13号議案	令和8年度京都府水道事業会計予算	47
第14号議案	令和8年度京都府病院事業会計予算	51
第15号議案	令和8年度京都府工業用水道事業会計予算	55
第16号議案	令和8年度京都府流域下水道事業会計予算	59
第17号議案	職員の給与等に関する条例一部改正の件	63
第18号議案	京都府知事及び副知事の給与の額の特例に関する条例一部改正の件	65

第19号議案	管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件	67
第20号議案	京都府府税条例及び京都府公益認定等審議会条例一部改正の件	69
第21号議案	京都府府税条例及び京都府行政手続条例一部改正の件	71
第22号議案	京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例一部改正の件	75
第23号議案	京都府国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例一部改正の件	79
第24号議案	青少年の健全な育成に関する条例一部改正の件	81
第25号議案	京都府公営企業の設定等に関する条例一部改正の件	83
第26号議案	包括外部監査契約締結の件	85
第27号議案	財産無償貸付けの件（桂川舟運歴史体験・展示施設）	87
第28号議案	財産無償貸付けの件（保育所用地）	89
第29号議案	指定管理者指定の件（洛南寮）	91
第30号議案	指定管理者指定の件（東山母子生活支援施設）	93
第31号議案	指定管理者指定の件（桃山学園）	95
第32号議案	指定管理者指定の件（心身障害者福祉センター）	97
第33号議案	指定管理者指定の件（視力障害者福祉センター）	99
第34号議案	指定管理者指定の件（こども発達支援センター）	101
第35号議案	指定管理者指定の件（公営住宅五か庄団地等）	103
第36号議案	京都府地球温暖化対策推進計画を定める件	105
第37号議案	京都府自転車安全利用促進計画を定める件	107
第38号議案	京都府自殺対策推進計画を定める件	109

第 1 号 議 案

令和8年度京都市一般会計予算

令和8年度京都市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,043,260,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(府 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表府債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月4日提出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金	額
1 府	税		314,000,000
	1 府 民 税		108,488,938
	2 事 業 税		112,455,000
	3 地 方 消 費 税		46,716,571
	4 不 動 産 取 得 税		11,235,541
	5 府 た ば こ 税		2,660,674
	6 ギ ル フ 場 利 用 税		735,499
	7 軽 油 引 取 税		7,699,750
	8 自 動 車 税		23,799,300
	9 鉦 区 税		520
	10 狩 猟 税		18,461
	11 産 業 廃 棄 物 税		86,172
	12 旧 法 に よ る 税		103,574
2 地 方 消 費 税 清 算 金			148,100,000
3 地 方 譲 与 税	1 地 方 消 費 税 清 算 金		148,100,000
			59,752,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税		58,166,000

2	地方揮発油譲与税	1,133,000
3	石油ガス譲与税	44,000
4	自動車重量譲与税	285,000
5	森林環境譲与税	124,000
4	地方特例交付金	7,602,000
1	地方特例交付金	7,602,000
5	地方交付税	194,500,000
1	地方交付税	194,500,000
6	交通安全対策特別交付金	350,000
1	交通安全対策特別交付金	350,000
7	分担金及び負担金	1,398,646
1	分担金	33,978
2	負担金	1,364,668
8	使用料及び手数料	11,241,721
1	使用料	7,581,864
2	手数料	3,659,857
9	国庫支出金	81,149,429
1	国庫負担金	47,675,997
2	国庫補助金	31,416,636
3	委託金	2,056,796
10	財産収入	2,729,567

款	項	金	額
	1 財 産 運 用 収 入		2,367,985
	2 財 産 売 払 収 入		361,582
11 寄 附 金			684,718
	1 寄 附 金		684,718
12 繰 入 金			28,482,499
	1 特 別 会 計 繰 入 金		51,885
	2 基 金 繰 入 金		28,430,614
13 繰 越 金			500,000
	1 繰 越 金		500,000
14 諸 収 入			136,112,420
	1 延滞金、加算金及び過料等		748,531
	2 府 預 金 利 子		9,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入		125,912,507
	4 受 託 事 業 収 入		2,287,712
	5 収 益 事 業 収 入		3,300,000
	6 利 子 割 精 算 金 収 入		3
	7 雑 入		3,854,667
15 府 債			56,657,000
	1 府 債		56,657,000
歳 入	合 計		1,043,260,000

歳 出

款	項	金	額
1 議 会 費			1,995,627
	1 議 会 費		1,995,627
2 総 務 費			42,962,312
	1 総 務 管 理 費		20,807,642
	2 企 画 費		6,505,439
	3 徴 税 費		9,732,815
	4 市 町 村 振 興 費		954,237
	5 選 挙 費		794,078
	6 防 災 費		3,077,674
	7 統 計 調 査 費		713,824
	8 人 事 委 員 会 費		177,372
	9 監 査 委 員 費		199,231
3 民 生 費			193,675,444
	1 社 会 福 祉 費		151,068,230
	2 児 童 福 祉 費		39,322,756
	3 生 活 保 護 費		3,150,252
	4 災 害 救 助 費		134,206
4 衛 生 費			17,361,177

款	項	金額
	1 公衆衛生費	5,303,532
	2 環境衛生費	809,979
	3 保健所費	2,349,604
	4 医療費	6,625,954
	5 環境対策費	2,272,108
5 労働費		4,302,361
	1 労働政策費	713,032
	2 雇用対策費	3,422,844
6 農林水産業費	3 労働委員会費	166,485
		19,341,889
	1 農業費	6,816,324
	2 茶業費	242,733
	3 畜産業費	1,092,322
	4 農地費	4,161,778
7 商工業費	5 林業費	5,911,880
	6 水産業費	1,116,852
		126,806,152
	1 商工業費	126,010,811
	2 観光費	523,839
	3 消費生活費	271,502

8	土	木	費			62,964,262
1	土	木	管理費			10,399,614
2	道路	橋りょう	費			25,005,826
3	河川	海岸	費			14,176,450
4	港	湾	費			2,171,461
5	都市	計画	費			3,558,334
6	公園		費			2,880,375
7	住宅		費			4,772,202
						84,989,654
9	警察		費			82,873,361
1	警察	管理	費			2,116,293
2	警察	活動	費			205,529,722
						11,152,958
1	教育	総務	費			39,347,632
2	小	学	校			24,431,453
3	中	学	校			39,926,593
4	高	等	学	校		22,427,978
5	特別	支援	学	校		18,694,402
6	大	学				765,977
7	社会	教育	費			2,820,900
8	文化	財保	護			7,235,490
9	保健	体育	費			
10	教	育	費			

款	項	金	額
11 災 害 復 旧 費	10 私 学 振 興 費		38,726,339 ^{千円}
			1,223,959
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費		202,993
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		1,020,966
12 公 債 費			135,528,048
	1 公 債 費		135,528,048
13 諸 支 出 金			146,279,393
	1 公 営 企 業 出 資 金		336,004
	2 府 税 交 付 金 等		145,943,389
14 予 備 費			300,000
	1 予 備 費		300,000
歳 出 合 計			1,043,260,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
令和8年度における地方債証券の共同発行によって生じる連帯債務	—	共同発行する地方債証券の元金1兆1,620億円及びその利子の合計額に相当する額	^{千円}
令和8年度総合庁舎省エネ推進事業費	令和8年度から令和18年度まで		200,000
令和8年度文化芸術施設整備費	令和8年度から令和10年度まで		1,589,000

令和8、年度社会福祉事業推進費	令和8年度から令和9年度まで	2,000
令和8年度心身障害者福祉センター管理費	令和8年度から令和12年度まで	1,664,645
令和8年度視力障害者福祉センター管理費	令和8年度から令和12年度まで	443,194
令和8年度洛南寮管理費	令和8年度から令和12年度まで	1,867,398
令和8年度介護保険制度基盤整備費	令和8年度から令和9年度まで	10,000
令和8年度桃山学園管理費	令和8年度から令和12年度まで	1,129,103
令和8年度東山母子生活支援施設管理費	令和8年度から令和12年度まで	293,857
令和8年度こども発達支援センター管理費	令和8年度から令和12年度まで	603,691
令和8年度感染症対策費	令和8年度から令和12年度まで	47,000
令和8年度労働者福祉対策資金融資制度損失補償金	令和8年度から令和18年度まで	労働者福祉対策資金融資の融資額26億5,000万円以内で一般社団法人日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額で3,710万円以内の額
令和8年度離職者等再就職訓練事業費	令和8年度から令和10年度まで	168,000
令和8年度未利用地利活用推進費	令和8年度から令和10年度まで	20,000
令和8年度けいはんなプラザ設備整備費	令和8年度から令和9年度まで	168,000

事	項	期	間	限	度	額
令和8年度中小企業融資保証制度損失補填金		令和8年度から令和12年度まで		中小企業支援助融資、経営あんしん融資、産業活力推進融資の融資額500億円以内で、信用保証協会がこの償還業務の保証を行ったことに基づいて生じた代位弁済元金額から中小企業信用保証法（昭和25年法律第264号）第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に對して、産業活力推進融資（文化産業振興資金）において100分の100を、経営あんしん融資（小規模企業救済基金）及び産業活力推進融資（創業支援資金・事業転換資金）において100分の80を、経営あんしん融資（あんしん借換資金・緊急枠）及び産業活力推進融資（地域産業振興時資金及び脱炭素経営推進資金）において100分の65を、中小企業支援助融資において100分の25を、産業活力推進融資（創業支援資金・創業型）において100分の10を、産業活力推進融資（創業支援資金・無保証人型）において100分の5をそれぞれ乗じて得た額の合計に相当する額		千円
令和8年度中小企業再生支援助資金保証制度損失補填金		令和8年度から令和29年度まで		経営あんしん融資（中小企業再生支援助資金）の融資額100億円以内で、信用保証協会がこの償還業務の保証を行ったことに基づいて生じた代位弁済元金額から中小企業信用保証法（昭和25年法律第264号）第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に對して3分の1を乗じて得た額に相当する額		
令和8年度事業承継支援助資金保証制度損失補填金		令和8年度から令和29年度まで		産業活力推進融資（事業承継支援助資金）の融資額100億円以内で、信用保証協会がこの償還業務の保証を行ったことに基づいて生じた代位弁済元金額から中小企業信用保証法（昭和25年法律第264号）第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に對して3分の1を乗じて得た額に相当する額		
令和8年度京都府プレミアム中食オープンイノベーションラボ（仮称）整備事業費		令和8年度から令和9年度まで			199,000	
令和8年度林業・木材産業等振興施設整備事業費		令和8年度から令和9年度まで			150,000	
令和8年度京都府土地開発公社公共用地等取得事業資金融資債務保証費		令和8年度から令和9年度まで		金融機関から貸付けを受ける公共用地等取得事業資金175億円及びその利子の合計額に相当する額		
令和8年度公共用地等取得事業費		令和8年度から令和18年度まで			9,600,000	
令和8年度道路維持費		令和8年度から令和9年度まで			255,000	
令和8年度道路新設改良事業費		令和8年度から令和12年度まで			9,650,000	

令和8年度橋りょう維持費	令和8年度から令和11年度まで	2,100,000
令和8年度橋りょう新設改良事業費	令和8年度から令和11年度まで	1,500,000
令和8年度河川改良事業費	令和8年度から令和9年度まで	2,400,000
令和8年度砂防事業費	令和8年度から令和9年度まで	1,400,000
令和8年度海岸保全費	令和8年度から令和9年度まで	100,000
令和8年度水防費	令和8年度から令和9年度まで	70,000
令和8年度ダム管理事務所費	令和8年度から令和9年度まで	60,000
令和8年度港湾建設費	令和8年度から令和9年度まで	252,000
令和8年度街路事業費	令和8年度から令和9年度まで	500,000
令和8年度都市公園事業費	令和8年度から令和9年度まで	550,000
令和8年度公営住宅五か庄団地等管理費	令和8年度から令和12年度まで	1,954,000
令和8年度府営住宅建設事業費	令和8年度から令和9年度まで	217,000
令和8年度河川等災害復旧事業費	令和8年度から令和9年度まで	300,000
令和8年度北部地域教員確保奨学金緊急支援事業費	令和8年度から令和18年度まで	31,000

事	項	期	間	限	度	額
	令和8年度次世代型学力・学習状況調査事業費		令和8年度から令和9年度まで			24,000
	令和8年度警察施設維持補修及び管理費		令和8年度から令和9年度まで			110,000
	令和8年度舞鶴警察署建設費		令和8年度から令和11年度まで			1,850,000
	令和8年度南丹警察署建設費		令和8年度から令和11年度まで			3,550,000
	令和8年度左京警察署整備費		令和8年度から令和13年度まで			1,499,000

第3表 府 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化芸術施設整備費	521,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えを することができ。する。
本庁庁舎老朽設備改修費	345,000			
総合庁舎整備費	304,000			
こころのふるさと京都の文化財 保護事業費	63,000			
府立体育館施設整備費	22,000			
植物園施設整備費	13,000			
統合財務システム整備費	9,000			

京都スタジアム整備費	3,000			
旧本館ルネサンス事業費	2,000			
行政情報化推進費	120,000			
地域公共交通再構築事業費	75,000			
高齢化対策総合推進費	2,000			
被災者生活再建支援事業費	852,000			
衛星通信系防災情報システム整備費	499,000			
全国瞬時警報システム（Ｊアラート）整備事業費	75,000			
わがまちの消防団強化・応援事業費	33,000			
消防学校施設整備費	2,000			
京都式地域包括ケアセカンドステージ事業費	207,000			
民間社会福祉施設支援事業費	181,000			
障害者施設整備助成費	34,000			
総合社会福祉会館設備整備費	34,000			
隣保館運営等助成費	10,000			

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
家庭支援総合センター整備費	4,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができ。
保育環境等整備事業費	78,000			
「のびのび育つ」子ども応援事業費	57,000			
児童養護施設整備助成費	26,000			
桃山学園整備費	24,000			
きょうと「食の安心・安全」確保事業費	7,000			
医療施設設備整備助成費	141,000			
環境共生社会推進事業費	9,000			
京都府民総合交流プラザ設備整備費	164,000			
勤労者福祉会館整備費	100,000			
高等技術専門校設備等整備事業費	52,000			
京都フーデック推進事業費	194,000			
京都農業経営強化事業費	83,000			
「移住するなら京都」推進事業費	75,000			
「京の米」ブランド力向上対策事業費	54,000			

集落営農経営力強化事業費	38,000				
「丹後王国」食と文化・観光の 拠点づくり事業費	26,000				
京の地域特産物応援事業費	7,000				
京都農人材育成強化事業費	4,000				
茶業事業費	23,000				
国直轄農業基盤整備事業費負担 金	134,000				
治山事業費	540,000				
造林事業費	98,000				
林道事業費	20,000				
林業振興事業費	15,000				
漁港事業費	129,000				
海洋調査船整備費	12,000				
漁業巡視艇整備費	9,000				
京都産水産物生産・流通拡大事 業費	6,000				
農業基盤整備事業費	479,000				

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率 %	償 還 の 方 法
京都産業立地促進事業費	1,400,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えを することができ。る。
総合見本市会館改修費	86,000			
けいはんなプラザ設備整備費	81,000			
けいはんなオープンインノベー ションセンター活用推進事業費	56,000			
京都新光悦村レッドゾーン対策 事業費	16,000			
ものづくり技術応援事業費	13,000			
試験研究機器整備費	10,000			
中小企業技術センター施設整備 費	7,000			
計量検定所施設整備費	1,000			
宿泊施設立地促進事業費	20,000			
府民協働型インフラ保全事業費	2,806,000			
地域密着型社会資本整備事業費	2,426,000			
道 路 事 業 費	11,038,000			
国直轄道路事業費負担金	3,000,000			
河 川 事 業 費	4,786,000			

国直轄河川事業費負担金	2,015,000			
砂防事業費	1,779,000			
緊急浚渫推進事業費	1,216,000			
海岸保全事業費	115,000			
国直轄港湾事業費負担金	400,000			
港湾事業費	357,000			
街路事業費	723,000			
都市公園事業費	1,103,000			
自然公園事業費	71,000			
国直轄公園事業費負担金	19,000			
府営住宅建設事業費	1,296,000			
警察施設整備費	1,351,000			
交通安全施設整備費	1,232,000			
宇治警察署建設費	520,000			
交番・駐在所整備費	218,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
左 京 警 察 署 整 備 費	193,000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を 含む。)とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元 金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えを することができる。
舞 鶴 警 察 署 建 設 費	17,000			
南 丹 警 察 署 建 設 費	9,000			
高 等 学 校 校 舎 等 整 備 費	964,000			
特 別 支 援 学 校 校 舎 等 整 備 費	5,237,000			
医 科 大 学 整 備 費	116,000			
府 立 大 学 施 設 整 備 費	68,000			
医 科 大 学 附 属 病 院 等 整 備 費	3,483,000			
府 立 図 書 館 改 修 費	135,000			
丹 後 郷 土 資 料 館 整 備 推 進 費	762,000			
府 指 定 文 化 財 等 保 存 修 理 事 業 費	143,000			
埋 蔵 文 化 財 調 査 保 存 事 業 費	5,000			
府 立 学 校 教 育 環 境 整 備 事 業 費	8,000			
私 立 学 校 教 育 振 興 補 助 金	81,000			
自 然 災 害 防 止 事 業 費	681,000			

単独災害土木復旧事業費	300,000			
現年発生補助災害土木復旧事業費	219,000			
国直轄災害復旧事業費負担金	61,000			
計	56,657,000			

第17号議案

職員の給与等に関する条例一部改正の件

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月4日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「初任給調整手当」の右に「（第1種初任給調整手当に限る。以下同じ。）」を加える。

第13条第1項第2号中「その他」を「、自転車その他」に改め、同条第2項第1号中「以下」を「次項及び第6項において」に改め、同項第2号中「自転車以外の交通の用具」を「通勤のため自動車等（自転車を除く。）」に、「5万5,000円」を「6万6,400円」に改め、同項第3号中「運賃等相当額及び前号に定める額、運賃等相当額」を「前2号に定める額、第1号に定める額」に改め、同条第3項中「第1号において単に「住居」という。」を削り、同項第1号中「その者」を「当該職員」に、「第5項」を「第6項」に改め、同条第4項中「職員以外の地方公務員等であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、同条第8項を第9項とし、同条第7項中「月の初日からその月以後の月の末日まで」を「1箇月」に、「期間を」を「期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）を」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「、公署を異にする異動」及び「支給し、又は」を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項中「運賃相当額」を「運賃等相当額」に、「額及び」を「額、」に、「の」を「」及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同条中同項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前

第17号議案 職員の給与等に関する条例一部改正の件

3 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第14条の4第2項中「以下」の右に「この条及び次条において」を加え、同条第6項を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号及び第13条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第14条の4の規定は、令和7年4月1日から適用する。この場合において、同日からこの条例の施行の日の前日までの間における同条の規定の適用については、同条第1項に規定するへき地学校等（職員の給与等に関する条例別表第15に掲げる支給地域に所在する場合に限る。）に勤務する職員の当該へき地学校等は、当該支給地域に所在しないものとみなす。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

5 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年京都市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち職員の給与等に関する条例別表第15中備考以外の部分を改める改正規定中「第14条の4」を削る。

第19号議案

管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件

管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月4日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

管理職員等の給与の特例に関する条例（平成19年京都府条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」に改め、同条ただし書中「並びに」の右に「退職手当（）」を加え、「（以下「退職手当」という）を「をいう。第3条第2項を除き、以下同じ」に改める。

第3条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条ただし書中「手当及び退職手当」を「期末手当」に改め、同条に次の1項を加える。

2 特例期間内に退職した教育長に対する京都府教育委員会教育長の給与等に関する条例に基づき退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、前項本文の規定により定められる額とするほか、教育長の退職手当の額の算出の特例に関しては、同条例の定めるところによる。

第4条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条ただし書中「手当及び退職手当」を「期末手当」に改め、同条に次の1項を加える。

2 特例期間内に退職した常勤の監査委員に対する退職手当の基本額を算出する場合における職員の退職手当に関する条例第3条第1項及び附則第7項の規定の適用については、同条第1項中「退職の日におけるその者の給料（教職調整額を含む。以下同じ。）の月額」とあるのは「管理職員等の給与の特例に関する条例（平成19年京都府条例第23号）第4条第1項本文の規定により定められる給料の月額」と、同条例附則第7項中「第3条から第5条の3まで及び附則第19項から第24項まで」とあるのは「管理職員等の給与の特例に関する条例第4条第2項の規定により読み替えて適用する第3条第1項」と、「第6条の5第1項中「前条」とあるのは「第6条の4第4項第5号中「第3条から前条まで」と、「前条並びに附則第7項」とあるのは

「管理職員等の給与の特例に関する条例第4条第2項の規定により読み替えて適用する第3条第1項」とする。

第5条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条ただし書中「手当及び退職手当」を「期末手当」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 特例期間内に退職した常勤の人事委員会の委員に対する退職手当の算出する場合における職員の退職手当に関する条例第3条第1項及び附則第7項の規定の適用については、同条第1項中「退職の日におけるその者の給料（教職調整額を含む。以下同じ。）の月額」とあるのは「管理職員等の給与の特例に関する条例（平成19年京都府条例第23号）第5条第1項本文の規定により定められる給料の月額」と、同条例附則第7項中「第3条から第5条の3まで及び附則第19項から第24項まで」とあるのは「管理職員等の給与の特例に関する条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する第3条第1項」と、「第6条の5第1項中「前条」とあるのは「第6条の4第4項第5号中「第3条から前条まで」と、「前条並びに附則第7項」とあるのは「管理職員等の給与の特例に関する条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する第3条第1項」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和 8 年 月
2
京都府議会定例会議案 (その2)

令和8年 2月 京都府議会定例会議案（その2）目次

<u>第39号議案</u>	<u>令和7年度京都府一般会計補正予算（第11号）</u>	1
<u>第40号議案</u>	<u>京都府公立高等学校等教育改革促進基金条例制定の件</u>	11
第41号議案	令和7年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件（令和7年12月23日付け）	13
第42号議案	令和7年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件（令和7年12月24日付け）	15
第43号議案	令和7年度京都府一般会計補正予算の専決処分について承認を求める件（令和8年1月23日付け）	17

第 39 号 議 案

令和7年度京都府一般会計補正予算（第11号）

令和7年度京都府の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,847,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,098,495,015千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（府債の補正）

第3条 府債の変更は、「第3表府債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第4条 繰越明許費の変更は、「第4表繰越明許費補正」による。

令 和 8 年 2 月 4 日 提 出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		193,677,000	336,934	194,013,934
	1 地方交付税	193,677,000	336,934	194,013,934
9 国庫支出金		105,013,572	13,517,066	118,530,638
	2 国庫補助金	48,373,779	13,347,066	61,720,845
	3 委託金	6,685,247	170,000	6,855,247
12 繰入金		38,817,450	39,000	38,856,450
	2 基金繰入金	36,755,767	39,000	36,794,767
15 府債		81,112,000	954,000	82,066,000
	1 府債	81,112,000	954,000	82,066,000
歳入	合 計	1,083,648,015	14,847,000	1,098,495,015

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		48,802,489	2,164,000	50,966,489
	1 総務管理費	20,103,882	106,000	20,209,882
	2 企画費	7,048,217	2,043,000	9,091,217
	6 防災費	2,706,379	15,000	2,721,379

3	民 生 費		194,471,387	2,148,000	196,619,387
	1 社 会 福 祉 費		154,789,790	1,320,000	156,109,790
	2 児 童 福 祉 費		36,474,985	708,000	37,182,985
	4 災 害 救 助 費		27,066	120,000	147,066
4	衛 生 費		21,647,750	1,463,000	23,110,750
	2 環 境 衛 生 費		743,636	67,000	810,636
	4 医 薬 費		11,131,155	1,346,000	12,477,155
	5 環 境 対 策 費		2,412,931	50,000	2,462,931
5	労 働 費		4,283,371	100,000	4,383,371
	1 労 政 費		602,550	56,000	658,550
	2 雇 用 対 策 費		3,506,399	44,000	3,550,399
6	農 林 水 産 業 費		23,864,261	4,309,000	28,173,261
	1 農 業 費		7,022,297	2,683,000	9,705,297
	2 茶 業 費		253,954	397,000	650,954
	3 畜 産 業 費		1,878,515	495,000	2,373,515
	5 林 業 費		7,176,856	593,000	7,769,856
	6 水 産 業 費		1,855,498	141,000	1,996,498
7	商 工 費		162,072,570	2,084,000	164,156,570
	1 商 工 業 費		161,199,960	2,073,000	163,272,960
	2 観 光 費		616,652	11,000	627,652
8	土 木 費		91,943,554	500,000	92,443,554

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計
	1 土木管理費	10,402,826	500,000	10,902,826
9 警察費		85,886,043	107,000	85,993,043
	1 警察管理費	83,379,492	67,000	83,446,492
	2 警察活動費	2,506,551	40,000	2,546,551
10 教育費		190,437,430	1,972,000	192,409,430
	4 高等学校費	40,526,359	1,488,000	42,014,359
	5 特別支援学校費	17,798,160	287,000	18,085,160
	7 社会教育費	639,327	77,000	716,327
	8 文化財保護費	5,579,792	7,000	5,586,792
	10 私学振興費	33,867,510	113,000	33,980,510
歳出	合計	1,083,648,015	14,847,000	1,098,495,015

第2表 債務負担行為補正

追加

事	項	期	間	限	度	額 千円
令和7年度	府立学校教育環境整備事業費	令和7年度から令和9年度まで				661,000

第3表 府 債 補 正

起 債 の 目 的	補		正		前		補		正		後	
	限 度 額	千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	千円	限 度 額	千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	
地域公共交通再構築事業費	23,000	3,000	証券借入又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、 30年以内（据 置期間を含む。）とする。 2 償還は、元金 均等又は元金一 括支払とする。 3 必要に応じて 繰上償還又は 借換えをする ことができる。	366,000	366,000	証券借入又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、 30年以内（据 置期間を含む。）とする。 2 償還は、元金 均等又は元金一 括支払とする。 3 必要に応じて 繰上償還又は 借換えをする ことができる。		
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費											236,000	
高齢者施設整備助成費	—										32,000	
障害者施設整備助成費	65,000										80,000	
備蓄体制強化事業費	—										25,000	
農業生産総合対策事業費	—										25,000	
農林水産業人材確保育成戦略事業費	—										8,000	
京都農人材育成強化事業費	4,000										10,000	
茶 業 事 業 費	22,000										49,000	
地域密着型社会資本整備事業費	2,112,000										2,212,000	
高等学校校舎等整備費	3,026,000	3,166,000										
計	81,112,000						82,066,000					

第4表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	京都府公館整備費	30,000
		文化芸術施設整備費	76,000
	2 企画費	自治体情報セキュリティクラウド構築事業費	300,000
		京都市自治体業務次世代モデル創発事業費	170,000
		大学生物価高騰対策緊急生活支援事業費	162,000
		地域公共交通再構築事業費	685,000
		鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費	233,000
		暮らしを支える交通ネットワーク支援事業費	400,000
		地域公共交通利用促進事業費	70,000
		公共ライドシェア利用支援事業費	20,000
		高齢化対策総合推進費	3,000
		原子力防災対策事業費	15,000
3 民生費	1 社会福祉費	生活困窮者等物価高騰対策緊急生活支援事業費	140,000
		生産性向上・人手不足対策事業費	424,000
		障害者施設整備助成費	45,000
		心身障害者福祉センター整備費	17,000
		高齢者施設等利用者支援事業費	200,000

			高齢者施設整備助成費		99,000
			京都市地域包括ケアセンター事業費		5,000
			訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費		208,000
			介護現場業務効率化促進事業費		12,000
	2 児童福祉費		乳幼児家庭外出支援事業費		400,000
			児童福祉施設特別支援事業費		9,000
			淇陽学校整備費		34,000
			備蓄体制強化事業費		120,000
	4 災害救助費		市町村上下水道経営基盤強化事業費		11,000
			子ども銭湯利用促進事業費		56,000
			医療機関等経営改善支援事業費		1,308,000
			災害時歯科保健医療提供体制整備事業費		38,000
	5 環境対策費		家庭脱炭素化総合支援事業費		50,000
			勤労者福祉会館整備費		56,000
			高等技術専門校設備等整備事業費		44,000
			農業技術センター費		107,000
	6 農林水産業費		農業大学校費		16,000
			茶業費		397,000
			狩猟費		527,000
			水産技術センター費		16,000
7 商工費	1 商業費		「産学公の森」推進事業費		400,000

款	項	事	業	名	金	額		
						千円		
				京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業費		300,000		
				地域商業活性化・物価高騰対策事業費		220,000		
				伝統産業事業継続支援事業費		190,000		
				金融・経営一体型支援体制強化事業費		540,000		
				生産性向上・人手不足対策事業費		363,000		
				中小企業金融支援費		60,000		
				2 観 光 費	府市連携「まると京都」推進強化事業費		11,000	
				9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	警察施設費		67,000
				2 警 察 活 動 費	警察活動費		40,000	
				10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	高等学校校舎等整備費		1,428,000
5 特 別 支 援 学 校 費	特別支援学校校舎等整備費		287,000					
7 社 会 教 育 費	少年自然の家施設整備費		8,000					
		府立図書館施設整備費		69,000				
8 文 化 財 保 護 費	郷土資料館施設整備費		7,000					
10 私 学 振 興 費	私立学校省エネ推進緊急対策事業費		40,000					
		生産性向上・人手不足対策事業費		13,000				

2 変 更

款	項	事	業	名	金	額
					補正前	補正後
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費			きょうとこどもの城等特別支援事業費	11,000	36,000
					千円	千円

			保育所等活動継続支援事業費		
6	農 林 水 産 業 費	1	農 業 費	64, 000	304, 000
		3	畜 産 業 費	405, 000	2, 965, 000
		5	林 業 費	55, 000	550, 000
			林業振興費	20, 000	83, 000
			造林費	619, 000	623, 000
		6	水 産 業 費	25, 000	150, 000
8	土 木 費	1	土 木 管 理 費	400, 000	900, 000
10	教 育 費	10	私 学 振 興 費	16, 000	76, 000
			保育所等活動継続支援事業費		

第40号議案

京都府公立高等学校等教育改革促進基金条例制定の件

京都府公立高等学校等教育改革促進基金条例を次のように定める。

令和8年2月4日提出

京都府知事 西脇隆俊

京都府公立高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

第1条 公立の高等学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校及び特別支援学校（高等部に限る。）をいう。）における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てると、京都府公立高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和11年3月31日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、一般会計に繰り入れられるものとする。